平成２５年（フ）第６８８号
兵庫県西宮市神楽町１丁目４―103　杉岡方、住民票上の住所兵庫県尼崎市田能１丁目６番12号　ウインズマンション402
債務者　玉井　文美
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５５号
兵庫県西宮市社家町１番６―307号
債務者　南　　卓孝
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７４号
兵庫県西宮市一ケ谷町８番５―203号
債務者　徳永　　章
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６１号
広島市東区戸坂新町２丁目45番12―501号
債務者　ライディングステーションティーツーこと　竹村　幹生
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６２号
広島市東区戸坂新町２丁目45番12―501号
債務者　竹村　絵梨
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３５３号
広島市安芸区矢野西５丁目26番11―103号
債務者　仁井　隆洋
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２４号
愛媛県松山市枝松６丁目５番25号　第87杉フラット305号
債務者　菊池　高幸
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９号
長崎県五島市東浜町１丁目16番１号
債務者　寺田　洋一
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第２８号
熊本県玉名市繁根木61番地４　メゾンド木いちご102号
債務者　中村　知美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第３５号
熊本県荒尾市桜山町２丁目８番５号
債務者　古澤　依子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第３２号
群馬県桐生市梅田町２丁目270番地
債務者　佐下橋仁志
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第１５８号
石川県野々市市新庄４丁目210番地
債務者　浜本　茂樹
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４６号
長野市大字三輪1346番地６
債務者　江口　共雄
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７４３号
名古屋市守山区森孝１丁目108番地　第一香流荘２棟207号
債務者　前田　義親
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２８号
兵庫県尼崎市常吉１丁目３番15―203号
債務者　下之園智史
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４２号
兵庫県尼崎市立花町３丁目５番７号
債務者　小西　　明
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４７号
鳥取県鳥取市河原町佐貫830番地２
債務者　西浦　元晴
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５２号
鳥取県米子市淀江町福頼277番地
債務者　松原　勝見
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　鳥取地方裁判所米子支部